

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費負担に同意し入会した介護支援専門員個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費負担に同意し入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため、別に定める会費負担に同意し入会した法人及び団体
- (4) 協力団体会員 介護支援専門員を構成員とする神奈川県内の団体

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする、また、業務執行理事をもって副理事長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとしての当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。